

Q1 補助対象となる「省エネ家電」とはどのようなものですか。

経済産業省が定めている省エネ基準達成率が、目標年度の100%以上のものを対象としています。

エアコン：省エネ基準達成率100%以上（目標年度2027年度）

冷蔵庫：省エネ基準達成率100%以上（目標年度2021年度）

※省エネ基準達成率とは、トップランナー制度において、機器区分ごとに定められた基準をどのくらい達成しているかを%で表したもの

Q2 省エネ基準達成率はどこで確認できますか。

エネルギー消費の多い家電製品については、消費者が省エネ性能や経済性の違いが一目でわかるように「省エネ性能ラベル」が表示されています。

省エネ性能マークが「緑」のもの、省エネ基準達成率が100%と表示されたものが対象となります。

資源エネルギー庁の「省エネ型製品情報サイト」(<https://seihinjyoho.go.jp/>)でも確認できます。

省エネ性能ラベルの例



省エネ性能ラベルの例は、緑色の背景に「省エネ性能」という文字と、5つの星のうち4つが黄色で1つが白で「4.0」と表示されています。また、省エネ基準達成率107%とAPF7.1、そして年間目安電気料金20,100円が表示されています。

- 多段階評価点
省エネ性能の高い順に5.0~1.0の41段階で表示
- 省エネラベル
省エネ性能マーク、省エネ基準達成率、エネルギー消費効率、目標年度
- 年間の目安電気料金
1年間使用した場合の経済性を、エネルギー料金で表示

「省エネ型製品情報サイト」（経済産業省資源エネルギー庁）(<https://seihinjyoho.go.jp/>)を加工して作成

Q3 省エネ基準達成率が100%未満の家電でも対象となりますか。

対象になりません。

省エネ性能の高い家電を普及させ、CO2排出量を削減することを目的としていますので、トップランナー基準を達成したものが対象となります。

Q4 テレビは対象になりますか。

対象になりません。

家庭の中で電力消費量が多い「エアコン」と「冷蔵庫」を対象としています。

Q5 買換えではなく、新規で購入する場合は対象になりますか。

対象になりません。

ご使用中の家電を省エネ型のものに換え、電気料金の負担を軽減することを目的としています。

Q6 申請できる人の条件はありますか。

次の全てに該当する方が対象になります。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 自らが居住する住宅に設置された家電を買換える者
- (3) 既設の家電を適切に処分した者
- (4) 市税等の滞納がない者
- (5) 暴力団員等でない者

Q7 事前申請前に購入したものは補助の対象になりますか。

対象になりません。

10月6日から11月30日までの間に、市に事前申込書を提出し、内定を受けたものが対象となります。

領収書やレシートに表示されている購入の日付が、購入対象期間以降でなければ対象となりません。

なお、事前申請受付期間内であっても、補助申請額が予算に達し次第、受付を終了します。

Q8 補助の内定までにどれくらいの期間を要しますか。

内定した場合は、概ね1週間程度で通知書を交付します。

補助対象者の要件や、市税の納付状況を確認するまで時間を要しますのでご理解願います。

Q9 市税等とはこういった税をいいますか。

市税等には、市民税、県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税が含まれます。

Q10 どの店舗で購入すればよいですか。

市内にある販売店で購入したものが対象になります。

家電販売店、大型家電量販店、量販店など対象家電を取り扱っている店舗で購入してください。

Q11 インターネットサイトや通信販売で購入したものは対象となりますか。

対象になりません。

市内にある販売店で購入したものが補助対象となります。

Q12 リサイクルショップで購入した未使用品、中古品は対象となりますか。

対象になりません。

新品・未使用品に限ります。

Q13 リース（レンタル）品は対象となりますか。

対象になりません。

補助申請者に所有権がないものは補助対象外となります。

Q14 店舗や事務所に設置するものは対象となりますか。

対象になりません。

個人を対象にした事業となりますので、一般住宅に設置された家電を買換えるものが対象となります。

Q15 併用住宅（店舗兼住宅）の家電を買換えた場合は対象となりますか。

居住部分に設置している家電を買換えた場合は対象になります。

Q16 自宅以外の別宅（別荘）への設置も対象となりますか。

対象になりません。

設置の対象は、自ら居住する住宅に限ります。

Q17 買換え前（設置済み）の家電は必ず処分しなければいけませんか。

必ず家電リサイクル法に基づき処分していただくことが条件となります。

エネルギー消費効率の低い家電を、効率の高いものに換え、電気料金の負担を減らすことを目的としていますので、家電リサイクル法に基づき適切に処分していただきます。

Q18 買換え前の冷蔵庫をリサイクルショップに売却する場合は対象になりますか。

対象になりません。

家電リサイクル法に基づき適切に処分した場合のみ対象となりますので、家電リサイクル券がない場合は申請できません。

Q19 買換え前の冷蔵庫を親族や知人に譲渡する場合は対象となりますか。

対象になりません。

家電リサイクル法に基づき適切に処分した場合のみ対象となりますので、家電リサイクル券がない場合は申請できません。

Q20 親と二世帯住宅に居住しているが、それぞれの世帯ごとに申請できますか。

同じ住所に居住している場合であっても、住民基本台帳の世帯が分かれていれば、それぞれの世帯ごとに申請することができます。

Q21 世帯分離しているが、それぞれの世帯ごとに申請できますか。

同じ住所に居住している場合であっても、住民基本台帳の世帯が分かれていれば、それぞれの世帯ごとに申請することができます。

Q22 同一世帯で夫と妻または親と子で、それぞれ申請できますか。

申請できません。

多くの方にご利用いただけるよう、1世帯当たり、1機種、1回限りとしています。

Q23 世帯主以外でも申請できますか。

世帯主以外でも申請できます。

ただし、事前申込書、補助金交付申請書、領収書、保証書、家電リサイクル券の名義は全て同一人にしてください。

Q24 エアコンを処分して、冷蔵庫を購入する場合は対象となりますか。

対象になりません。

同じ種類の家電への買換えを対象としています。

Q25 エアコン1台を処分して、エアコン2台を購入する場合は対象となりますか。

対象になりません。

買換えする1台のみが対象となります。

Q26 裾野市から転出し、市外に居住していますが、対象となりますか。

対象になりません。

裾野市民を対象にした事業です。また、裾野市からのCO2排出量を削減するための事業です。

Q27 裾野市に転入を予定していますが、対象となりますか。

対象になりません。

住所異動後に申請してください。

Q28 メールでの申請は受け付けていますか。

メールでの申請は受け付けていません。

事前申込は、市役所生活環境課の窓口に出すか、郵送またはオンラインにて提出してください。

(オンライン受付はLogo フォームという専用のフォームで受け付けます。)

交付申請は、市役所生活環境課の窓口に出すか、郵送で提出してください。

Q29 申込書を郵送してもらえますか。

申込書の郵送は行っていません。

担当課の窓口で受け取るか、市公式ウェブサイトからダウンロードしてください。

Q30 郵送での順番はどうやって判断するのですか。

郵送の場合は、市役所に到着した順に受付します。

予算額に達した日に受付した分は、郵送分、直接持参した分およびオンライン申請分を合わせ抽選とします。

Q31 販売店に予約してから事前申込した方がいいですか。

販売店へは、市から補助金の内定を受けてから購入するとお伝えください。

なお、販売店への予約は、補助金の内定をお約束するものではありませんので、ご注意ください。

Q32 補助金額はいくらになりますか。

対象になる家電本体購入費用の3分の1の額で、上限は5万円です。

ただし、1,000円未満の端数は切り捨てた金額となります。

【補助金額の計算例】

冷蔵庫本体価格	100,000 円	補助対象
配送料	5,000 円	対象外
電気工事	10,000 円	
リサイクル料金	8,000 円	
値引き	-15,000 円	←差し引きます
小 計	108,000 円	
消費税等	10,800 円	対象外
合 計	118,800 円	

100,000 円（本体価格）-15,000 円（値引き）×1/3=28,333 円

補助金額（千円未満の端数切捨て）=28,000 円

Q33 配送料や基本工事などは補助の対象となりますか。

対象になりません。

補助の対象となるのは、対象家電の本体購入費用のみで、工事費、運搬費、オプション工事、家電リサイクル料、消費税等は含まれません。

Q34 値引きやポイント利用分は対象となりますか。

値引きやポイント利用分は対象経費から差し引いて計算します。

Q35 値引きは、工事費に対する値引きもあるのではないですか。

基本的に工事費から値引きは行われたいものと解釈しています。

オプション料金に対する値引きもあると思いますが、本事業において値引きは、本体価格からの値引きとして計算します。

Q36 冷蔵庫と洗濯機を購入、値引きもありましたがどちらの値引きが分かりません。

領収書又はレシートは別々に発行してもらってください。

両方記載されたものは、値引き分を按分して計算します。

Q37 ポイントが付与されましたが、補助対象経費から差し引く必要がありますか。

差し引く必要はありません。

ただし、現金値引きやクーポン割引、下取り価格については補助対象経費から差し引くことになります。

Q38 家電リサイクル券と領収証の名義が異なる場合、申請できますか。

事前申込書、補助金交付申請書、領収証、家電リサイクル券、銀行口座などは全て同一人としてください。

異なる場合は、申請できません。

Q39 家電リサイクル券や領収書を紛失しましたが、対象になりますか。

添付書類が揃わない場合は対象となりません。

それぞれの書類の発行者（購入店舗等）に再発行について直接ご相談ください。

Q40 処分業者の指定はありますか。

できるだけ販売店に処分をお願いしてください。

購入店以外の業者でも家電リサイクル券の発行が可能な業者であれば対象となります。

Q41 国や県、他の自治体の補助金との併用は可能ですか。

併用できません。

Q42 冷凍庫の買換えは対象となりますか。

対象となりません。

冷蔵庫が対象となります。

Q43 補助申請額が予算を超えた場合はどうなりますか。

予算額に達した場合、事前申込期間内であっても受付を終了します。

なお、予算額に達した日に複数の申請（郵送分は当日に到着したもの）があった場合は、抽選を実施して内定者を決定します。

Q44 予算額（補助件数）はどのくらいですか。

予算額は、1 千万円です。

補助件数は、200 件程度を見込んでいます。

Q45 事業はいつから始まりますか。

令和 8 年 10 月 6 日から受け付けを開始します。

広報紙、市公式ウェブサイト等でお知らせします。

Q46 予算額の残りは確認することはできますか。

市公式ウェブサイトで予算の執行状況をお知らせします。